

事 務 連 絡  
令和 6 年 11 月 28 日  
(情報管理課扱い/メール)

都道府県歯科医師会 御中

公益社団法人 日本歯科医師会

12 月 2 日以降の訪問診療・オンライン診療における  
オンライン資格確認について

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、健康保険証の新規発行終了により、本年 12 月 2 日以降は原則、マイナ保険証で保険医療機関・薬局を受診する仕組みに移行されます。

現在、保険医療機関・薬局が、患者からオンライン資格確認（以下「オン資」）を求められた場合に応じる義務について、訪問診療若しくは訪問薬剤管理指導又はオンライン診療若しくはオンライン服薬指導の場合には経過措置が設けられていますが、経過措置終了後（12 月 2 日以降）は、患者からの求めに応じる義務が生じることとなります。

なお、訪問診療等については医療機関のモバイル端末による対応のほか、患者の端末からマイナ在宅受付 Web を利用できるように設定変更すれば対応が可能となり、新たな機器の導入やレセコン改修は義務とはしていないとの見解が厚生労働省より示されています。その一方で、居宅対応における利便性向上の観点から、モバイル端末（もしくはノート PC）の導入が推奨されておりますので、会員歯科診療所におかれては、自院の状況等を踏まえて、慎重に対応を検討いただきたく存じます。

つきましては、上記対象医療機関において、訪問診療等のオン資に対応されていない場合は、下記要領を参考の上、必要な対応をしていただくよう、貴会会員へのご周知方につきまして、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

## 12月2日以降の訪問診療・オンライン診療におけるオンライン資格確認の対応

### 【オンライン資格確認の義務化への対応】

オン資の本体システム（既存型）を導入している医療機関においては、オン資等システムの管理者の「環境設定情報変更」の画面から、「訪問診療等機能」または「オンライン診療等機能」の「利用する」を選択することで、訪問診療等を実施している医療機関については、療担規則上の導入義務を満たす、との見解が厚生労働省より示されています。

### 【新たな機器の導入やレセコン改修への対応】

業務用モバイル端末等の調達やレセコンとの連携は義務ではありませんが、利便性向上のため、必要に応じ対応をご検討ください。なお、レセコン連携をせずとも訪問診療等機能は資格確認端末での利用が可能です。レセコンと資格確認端末の連携にあたってどこまで改修の必要があるかはレセコンの仕様により異なりますので、ご利用のレセコンベンダ等までご確認ください。

また、現時点では令和7年2月1日まで導入に係る助成金の申請が可能となっています。

・助成金について-医療機関等向け総合ポータルサイト

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=oqs\\_csm\\_top](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=oqs_csm_top)

### 【添付：参考資料】

- ・令和6年2月22日付・厚労省通知  
「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について
- ・令和6年3月21日付・厚労省通知  
「訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）の実施上の留意事項について」